

# 所得税・消費税に関する 誤りやすい主な事例

～申告内容等に誤りはありませんか？～

令和7年2月  
名古屋東税務署 個人課税部門

## 1 資産から生ずる収益の帰属

- ① 共有名義のアパートを賃貸し、その収益の全部を1人の所得として申告している。
- ② 遺産分割中であるとして、未分割不動産から生ずる不動産所得を申告していない。

## 2 非課税所得

- ① 遺族年金を雑所得として申告している。
- ② 店舗が壊されたことにより受ける休業補償金を非課税としている。

### 3 各種所得金額の計算

#### 1 配当所得

- ① 配当所得の収入金額を源泉徴収後の金額で計算している。
- ② 海外の現地法人からの配当所得について、国外において源泉徴収されていることから、確定申告が不要であると考えている。

### 3 各種所得金額の計算

#### 2 不動産所得

- ① 敷金・保証金等のうち返還を要しない部分の金額を収入に計上していない。
- ② 事業的規模の貸付けを行っていないのに、建物の取壊損失を全額必要経費に算入し、赤字申告をしている。
- ③ 事業的規模の貸付けを行っていないのに、専従者給与（又は控除）及び55万円（65万円）の青色申告特別控除を適用している。

### **3 各種所得金額の計算**

#### **3 事業・不動産所得共通事項**

##### **(1) 総収入金額**

税込経理方式を適用している者が還付を受けた消費税等を雑収入に計上していない。

##### **(2) 家事費等**

所得補償保険の保険料を、事業所得の必要経費に算入している。

### **3 各種所得金額の計算**

#### **(3) 減価償却費**

被相続人が定率法により償却していた減価償却資産を相続（限定承認に係るものを除く。）により取得した相続人が、引き続き定率法により減価償却費の計算を行っている。

#### **(4) 事業専従者控除（青色専従者給与）**

事業専従者が他に職業を有しており、事業に専ら従事することができない状況にあるのに、専従者控除をしている。

### **3 各種所得金額の計算**

#### **(5) 修繕費**

明らかに資本的支出とされるのに、修繕費として一括して必要経費に算入している。

#### **(6) 青色申告承認申請**

従前から不動産貸付業を営んでいる者が、本年の7月に事業所得を生ずべき事業を開始した場合に、その開始した日から2か月以内に青色申告承認申請書を提出したとして、本年分から青色申告が認められたとした。

### **3 各種所得金額の計算**

#### **4 一時所得**

- ① 年に数回購入する競馬の馬券の払戻金について、雑所得により申告している。
- ② ふるさと納税により地方公共団体から受け取った返礼品を申告していない。

#### **5 雜所得**

- ① 還付加算金を受け取った場合、これを雑所得として申告していない。
- ② 暗号資産を売却又は使用することにより生ずる利益の申告について。

## 4 所得控除

### 1 雜損控除

- ① 被害を受けた資産の損失額を原状回復費用から控除せず、全額災害関連費用として5万円を超えた金額を雑損控除している。
- ② 詐欺商法による損害額を、雑損控除の対象としている。

### 2 医療費控除

- ① 難聴のために購入した補聴器の費用を医療費控除の対象としている。
- ② 新型コロナウィルス感染症にかかっている疑いがあるとして、自己の判断で行ったPCR検査に係る費用を医療費控除の対象としている。

## 4 所得控除

### 3 社会保険料控除

控除対象配偶者である妻の年金から差し引かれた介護保険料等を夫の社会保険料控除に含めて申告している。

### 4 寄附金控除

- ① 専業主婦である妻が行った寄附について、夫の寄附金控除に含めて申告している。
- ② ふるさと納税に係るワンストップ特例制度を申請した者が確定申告をする場合に、寄附金控除の適用を受けていない。

## **4 所得控除**

### **5 寡婦控除**

離婚で、生計を一にし、所得が48万円以下の子を有する者が、寡婦控除とひとり親控除の適用をいずれも受けている。

### **6 ひとり親控除**

居住用財産の譲渡に係る3,000万円の特別控除の適用を受ける者について、ひとり親控除の適用を受けている。

### **7 障害者控除**

介護保険で要介護等の認定を受けた者が障害者控除の適用をしている。

## 4 所得控除

### 8 配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除

- ① 内縁関係者についても配偶者控除を適用している。
- ② 所得制限の判定に当たって、分離譲渡所得の特別控除後の所得により判定している。
- ③ 所得制限の判定に当たって、純損失（雑損失）の繰越控除後の所得により判定している。
- ④ 令和6年分の確定申告において、1年間に30万円を送金しているとして、国外居住親族である兄（年齢35歳）に係る扶養控除の適用を受けている。

## 5 税額控除

### 1 配当控除

オープン型証券投資信託収益の分配金に係る支払通知書又は特定口座の明細書に「外貨建資産割合」、「非株式割合」が「約款規定なし」や「制限なし」と記載されているにもかかわらず、配当控除を10%で計算している。

### 2 住宅借入金等特別控除

- ① 生計を一にする父から、父が居住する住宅を購入し、この住宅について住宅借入金等特別控除の適用を受けている。

## 5 税額控除

### 2 住宅借入金等特別控除

- ② 所得基準を判定するのに、分離課税の譲渡所得の特別控除後で判断している。
- ③ 借入金の償還期間が、繰上返済等により、10年未満となっているのに住宅借入金等特別控除の適用を受けている。
- ④ 家屋の所有者でない者が増改築について住宅借入金等特別控除の適用を受けている。
- ⑤ 令和6年12月に一般住宅を新築し、居住の用に供したが、令和6年分の住宅借入金等特別控除の適用を受けている。

## 5 税額控除

### 3 定額減税

確定申告における定額減税は全ての者が適用できると考えている。

## 6 確定申告

- ① 確定申告をした少額配当を修正申告又は更正の請求で除外している。
- ② 海外のFX取引業者を通じたFX取引について、申告分離課税の対象であると考えている。
- ③ 還付申告に当たって20万円以下の給与所得等を除いている。

## 7 その他

財産債務調書は、翌年の3月15日までに提出しなければならないと考えている。

# 1 納税義務・課税の対象

消費税編

- ① 免税事業者である相続人が、免税事業者である被相続人の事業を相続した年の納税義務の判定に当たり、被相続人及び相続人の基準期間の課税売上高を合計すると1,000万円を超えるとして相続した課税期間分の消費税の申告をしている。
- ② 営業収入のみを課税売上げとして消費税を算出し、不動産収入を課税売上げに計上していない。
- ③ 事業用車輌を売却（下取）した場合に課税売上げに計上していない。
- ④ 棚卸資産を家事消費したにもかかわらず、課税売上げに計上していない。
- ⑤ 棚卸資産以外の資産で事業の用に供していたものを家事のために使用したにもかかわらず、課税売上げに計上していない。

## 2 課税仕入れ 課税対象仕入税額の調整

消費税編

- ① 事業と家事に共用する減価償却資産を取得したとき、それに係る消費税等の額の全額を仕入税額控除の対象としている。
- ② 直前の課税期間まで免税事業者であったが、期首棚卸資産に係る仕入控除税額の調整を行っていない。
- ③ 課税事業者が翌課税期間は免税事業者となる場合において、棚卸資産に係る仕入控除税額の調整を行っていない。

### 3 簡易課税制度

消費税編

5年前に廃業し、事業廃止届出書を提出していた者が新たな事業を開始し、10年前に簡易課税選択届出書を提出済みであるとして、簡易課税で仕入税額控除を計算している。

### 4 インボイス制度

消費税編

- ① 基準期間の課税売上高は1,000万円を超えていたが、課税期間の課税売上高は1,000万円以下であるため、小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2割特例）の適用はあると考えている。
- ② 基準期間の課税売上高が1億円以下である事業者は、国内において行う課税仕入れについて、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により、仕入税額控除の適用を受けることができると考えている。